

企業への優遇措置のご案内



上富良野町では、企業の立地を促進するため、町内に工場等の新增設を行う場合に雇用助成、固定資産税の優遇、借入金の利子助成などの優遇を行っています。

●対象となる工場等

工場等の種類	対象となる要件	優遇措置の内容
工場 試験研究施設 観光事業施設 従業員宿舎 その他産業振興施設	⑦ <ul style="list-style-type: none">●投下固定資産2千5百万円以上●常時雇用者3人以上増	<ul style="list-style-type: none">■雇用助成 増加した常時雇用者に対して1人あたり年間15万円を3年間助成 (上限額は1千万円)■固定資産税の免除等 ⑦① 固定資産税の1/2に相当する額を3年間助成
工場	⑦ <ul style="list-style-type: none">●投下固定資産（土地を除く）8百万円超●指定地域（工業地域等）内 ⑦ <ul style="list-style-type: none">●生産設備新增設3百万円以上●小規模工場（常時雇用する従業員数が20人以下）	<ul style="list-style-type: none">固定資産税相当額を3年間助成 ⑦■借入金の利子助成（⑦⑦のみ） 借入額の1/2に対する利子を5年間助成 (利率の上限は2.5%、借入額の上限は5千万円)

以上のほか、工場等の用地の造成及び公共性のある道路、排水、上下水道などに対する援助協力を受けることができます。

ご相談・手続きの問い合わせ先

上富良野町役場企画商工観光課商工観光班 0167-45-6983